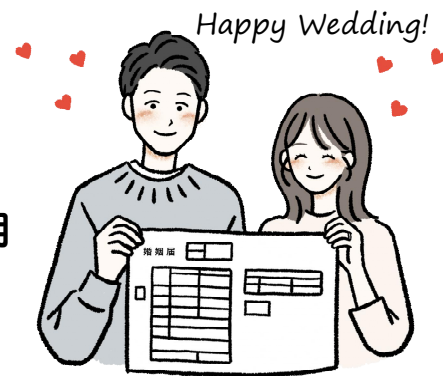


令和 8 年度 上三川町結婚新生活支援事業

新婚世帯の住宅購入費用や賃借費用、引越・リフォーム費用のうち、最大60万円※を助成します。

※夫婦ともに29歳以下の場合



対象世帯

補助金の交付を受けることができるのは、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻届が受理された次の各号のいずれにも該当する夫婦双方が 39 歳以下※の世帯です。 ※婚姻日における年齢

(1) 補助金の申請日において、夫婦双方が当該住宅の住所に住民登録があること。

(2) 夫婦の合計所得金額が 500 万円未満であること。

★令和 8 年 4 月から同年 5 月までの間に申請する場合…

→令和 6 年分(令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで)の所得

★令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月までの間に申請する場合…

→令和 7 年分(令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで)の所得

※夫婦双方又は一方が、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を行っている場合、夫婦の合計所得金額から、所得の算定期間中に返済した貸与型奨学金の返済額を控除した額が 500 万円未満であること。

(3) 夫婦双方又は一方が、対象経費について本町、国又は他の地方公共団体による補助金その他の金銭的給付を受けていないこと。

(4) 夫婦双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく結婚新生活支援事業補助金(他の地方自治体の実施するものを含む。)の交付を受けたことがないこと。

(5) 夫婦双方が町税(町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税及び国民健康保険税をいう。)を滞納していないこと。

(6) 夫婦双方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でない者又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(7) 補助金の交付を受けた日より 3 年以上継続して町内に居住する意思があること。

(8) 以下のアからエまでのいずれかの講座等を夫婦ともに受講していること。

ア	県が実施するライフデザイン支援講座	 講座動画QR
イ	県が実施するプレコンセプションケアに関する講座	 講座動画QR
ウ	医療機関への妊娠・出産に係る相談	受診した領収書・明細書をご提示ください。
エ	国が実施する共家事・共育て講座	 講座動画QR

対象経費

新婚世帯が町内で暮らすために、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。対象経費の出費が翌年度になる場合も、町からの認定を受ければ対象となります。

- 住宅購入費用

- 賃貸するための費用※

※賃料及び共益費については3か月分まで、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除きます。

- 引越費用

- リフォーム費用

補助金額

最大 60 万円 (夫婦の双方または片方が 30～39 歳の場合は**最大 30 万円**)

申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、令和9年3月 31 日までに、上三川町結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し(上三川町以外に本籍がある方)
- (2) 夫婦の最新の所得証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの ※上三川町の所得証明書については提出不要)
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(奨学金を返済中の方)
- (4) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し(住宅を取得した場合)
- (5) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し(住宅を新築する工事の場合又はリフォームをした場合)
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し(住宅を賃借した場合)
- (7) 引越費用に係る領収書等の写し(引越しをした場合)
- (8) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)
- (9) 同意書兼誓約書(別記様式第3号)

対象かな?と思ったら…

「自分たちが対象世帯なのかわからない」や、「対象経費の支出が翌年度になってしまうが、対象世帯となるのか」等、ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

また、**補助金には限りがあるため、申請される際は、事前にご相談ください。** 事前相談がない場合、申請を受けられない場合があります。令和 9 年 1 月以降に申請を予定されている方は、お早めにご相談ください。

問合せ先
上三川町 子ども家庭課 母子健康係
☎0285-56-9132

